

○習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

平成6年3月17日

規則第13号

（趣旨）

第1条 この規則は、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年習志野市条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び条例の例による。

（事業用建築物）

第4条 条例第9条第1項の規則で定める事業用建築物は、事業の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、事業系一般廃棄物(し尿を除く。)が1日平均50キログラム以上排出される建築物とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第5条 条例第9条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、前項の事業用建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用建築物の廃棄物管理責任者となつてもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第9条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届出書(別記第1号様式)により行わなければならない。

4 前項の規定は、廃棄物管理責任者の変更について準用する。この場合において、当該届出は、廃棄物管理責任者変更届出書(別記第1号様式)により行わなければならない。

（事業用建築物における減量及び再利用計画の作成等）

第6条 条例第9条第3項の規定による事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成は、年度(4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ)ごとに行うものとする。

2 条例第9条第3項の規定による減量及び再利用に関する計画の提出は、事業系一般廃棄物減量化・資源化計画書(別記第2号様式)により毎年5月31日までに行わなければならない。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第7条 条例第9条第4項及び第5項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により、再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を収納し、及びその種類に応じた適切な保管をするための十分な広さを確保すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、廃棄物管理責任者の氏名、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(再利用対象物の保管場所設置届)

第8条 条例第9条第5項の規定による届出は、再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所等の所在及び付近の見取図を、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第9条 条例第10条、第24条又は第39条に規定する勧告は、勧告書(別記第3号様式)により行うものとする。

(受入拒否)

第10条 市長は、条例第11条又は第34条第1項の規定に基づき、事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否するときは、事業者等に対し、書面により通知するものとする。

(平16規則60・一部改正)